

次世代育成支援対策 特定事業主行動計画

御 嵩 町 長

御 嵩 町 議 会 議 長

御 嵩 町 教 育 委 員 会

御 嵩 町 選 挙 管 理 委 員 会

御 嵩 町 農 業 委 員 会

御 嵩 町 代 表 監 査 委 員

令和7年4月1日

特定事業主行動計画

I 総論

1. 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的指針を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に推進するため、ここに特定事業主行動計画を策定し公表することとする。

2. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3. 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事担当者等を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 啓発資料の作成・配布、研修・講習等の実施により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ③ 本計画の実施状況については、年度ごとに職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

II 具体的な内容

1. 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ①母性保護及び母性健康管理についての特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- ②出産費用の給付等経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③妊娠中の職員の健康や安全に配慮するとともに業務分担等の見直しを行う。
- ④妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じて、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ①父親が子どもの出生時に2日間の特別休暇取得促進について周知徹底を図る。
- ②子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次有給休暇の取得促進について周知徹底を図る。
- ③子どもが1歳に達するまでの育児参加休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(3) 育児休業を取得しやすい環境整備等

ア 育児休業及び部分休業制度の周知

- ①育児休業等に関する資料を各課(所)に配布し、制度の周知徹底を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。
- ②妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ①育児休業の取得の申し出があった場合、事例ごとに各課において業務負担の見直しを行う。
- ②課長会議等の場において、人事担当課から定期的に育児休業制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を図る。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰への支援

- ①育児休業中の職員に対して休業期間中の広報紙・通達等の送付等を行う。
- ②復職時における研修等を各課において実施する。

エ 育児休業に伴う任期付及び臨時的任用制度の活用

課内の人員配置等により、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な場合においては、任期付採用及び臨時的任用制度を活用し適切な代替要員の確保を図る。

オ その他

早出、遅出勤務を行っている職場においては保育所等の送迎を行う職員に配慮して勤務時間を割り振ることとする。

【目標】

育児休業及び子どもの出生前後における特別休暇の取得率は、男性職員50%以上、女性職員100%を維持する。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 深夜勤務及び超過勤務制限の制度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

各課において定時退庁日を設定し、課長等による定時退庁の率先垂範を行う。

ウ 事務の簡素合理化の推進

①新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

②会議打ち合わせ等については、極力電子メール等を活用する。

エ 時間外勤務縮減のための意識啓発等

課ごとの時間外勤務の状況を把握し、時間外勤務の多い課の課長からヒアリングを行った上で注意を喚起する。

オ その他

時間外勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

【目標】

各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。

(5) 休暇取得の促進

ア 年次有給休暇の取得促進

①課長会議等の場において、人事担当課から定期的に休暇の取得促進を周知徹底し、職場の意識改革に努める。

②課長に対して、部下の年次有給休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次有給休暇の取得をするよう指導させる。

③職員が安心して年次有給休暇の取得できるよう、事務処理において相互応援できる体制を整備する。

イ 連続休暇等の取得促進

①国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次有給休暇の取得促進を図る。

②職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次有給休暇取得促進を図る。

(6) 子どもの看護等を行うための特別休暇の取得促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員が100%取得できるよう職場の雰囲気醸成を図る。

【目標】

突発的な子どもの看護休暇等の取得を希望する職員が100%取得できるように職場全体で支援する。

(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ①特定職員による職場でのお茶くみ廃止等について周知徹底を図る。
- ②セクシュアルハラスメント防止のため意識啓発を図る。

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ①外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。
- ②職員及び来庁者の健康に配慮するための禁煙対策の周知徹底を図る。
- ③子どもを連れて人が安心して来庁できるよう、親切な応対等のバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ①交通事故防止について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。
- ②交通安全講習会等を実施し、職員の交通安全に対する注意を喚起する。

イ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てられることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。